

障害福祉サービス等に関する 消費税の取扱い等について

障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い等について

対応方針

<報酬改定率について>

- 消費税10%への引上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定については、本検討チームでの議論内容等を踏まえ、平成30年12月17日の大臣折衝において以下のとおり対応することとした。

- 障害福祉施設等が負担する課税費用について、障害福祉サービス等報酬で適切に補填を行う(2019年10月実施)。
- 障害福祉サービス等報酬 +0.44%

※1 消費税率8%引上げ時の対応と同様に直近の平成29年障害福祉サービス等経営実態調査の結果を用いて課税経費割合を算出し、これに税率引上げ分(110/108-1)を乗じて改定率を算出する。

※2 改定率0.44% = 23.9% (障害福祉サービス等全体の課税経費割合) × (110/108-1)

<報酬改定の方法について>

- 基本報酬単位数への上乗せ

課税経費割合(※)に税率引上げ分(110/108-1)を乗じて基本報酬単位数へ上乗せする。

※ 課税経費割合 = 1.0 - 人件費比率 - その他の非課税品目率

- 加算の取扱い

各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

新基本報酬単位数 = 現行の基本報酬単位数 × (基本報酬単位上乗せ率 + 加算に係る上乗せ率)

障害福祉サービス等における費用構造推計の結果

	①非課税費用 (収支差額を含む)	②課税費用	③減価償却費	②、③の合計
居宅介護	88.2%	10.4%	1.4%	11.8%
重度訪問介護	90.5%	8.5%	1.1%	9.5%
同行援護	89.4%	9.4%	1.2%	10.6%
行動援護	88.2%	10.2%	1.6%	11.8%
短期入所	73.9%	19.9%	6.2%	26.1%
重度障害者等包括支援	84.1%	15.0%	0.9%	15.9%
療養介護	72.1%	22.1%	5.8%	27.9%
生活介護	72.4%	22.7%	4.9%	27.6%
施設入所支援	72.5%	20.8%	6.7%	27.5%
共同生活援助(介護サービス包括型)	72.8%	23.1%	4.1%	27.2%
共同生活援助(外部サービス利用型)	68.2%	28.3%	3.5%	31.8%
自立訓練(機能訓練)	77.2%	19.4%	3.4%	22.8%
自立訓練(生活訓練)	78.5%	18.5%	3.0%	21.5%
就労移行支援	77.3%	20.4%	2.3%	22.7%
就労継続支援A型	76.0%	21.2%	2.8%	24.0%
就労継続支援B型	75.5%	20.8%	3.7%	24.5%
計画相談支援	85.3%	12.7%	2.0%	14.7%
地域移行支援	78.8%	18.6%	2.5%	21.2%
地域定着支援	82.6%	15.2%	2.2%	17.4%
福祉型障害児施設入所	74.3%	18.4%	7.3%	25.7%
医療型障害児施設入所	76.8%	17.6%	5.6%	23.2%
児童発達支援	82.4%	14.7%	2.9%	17.6%
医療型児童発達支援	78.7%	20.2%	1.0%	21.3%
放課後等デイサービス	77.2%	20.3%	2.5%	22.8%
保育所等訪問支援	85.7%	11.4%	3.0%	14.3%
障害児相談支援	84.3%	13.1%	2.6%	15.7%
全体	76.1%	19.9%	4.0%	23.9%

(注1) 平成29年障害福祉サービス等経営実態調査(以下「調査」という。)の結果数値等を用いて推計。

(注2) 全体については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

(注3) ②、③の合計について、小数点第二位以下の数値によって表に記載している数値の合計と合わない場合がある。